






| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 村長 | 助役 | 収入役 | 課長 | 係長 | 係 | 課外 |
|  |  |  |  |  |  |  |

土地賃貸借契約書



賃貸人 阿智村長 山内康治 を甲とし（以下「甲」という。）、賃借人 阿智総合開発株式会社 代表取締役 石田貞夫 を乙とし（以下「乙」という。）、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

記

（賃貸物件）

第1条 甲は、その所有する別表に掲げる土地（以下「本件土地」という）を（坪当り・年額 田：510円 畑：360円 山林等：50円として）乙に賃貸する。

（賃貸借の期間）

第2条 本件土地の賃貸借の期間は、平成9年1月1日から起算して10年間とする。

（賃借料の支払）

第3条 本件土地の賃借料は前払いとし、乙は年額金827,333円（別表内訳金額の合計）を、毎年12月25日迄に、甲の指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。

（賃借料の改定）

第4条 賃借料の改定は、3年目毎に甲、乙協議の上行うものとする。

（特約禁止条項等）

第5条 乙は本件土地を転貸し、又は本件土地の賃借権、地上権を他に譲渡しないこと。但し、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときにはこの限りでない。



(契約の更新)

第6条 乙は、賃貸借期間の満了後、引き続いてこの土地を賃借しようとするときは、賃貸借の期間が満了する6ヶ月前までに書面をもって甲に通知するものとする。その場合、本件契約は、更新されるものとし、賃借料その他の条件は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次各号の一に該当した場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 支払期限後の3ヶ月以上賃借料の支払を怠ったとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 乙の役員、社員が、暴力団又は暴力団に準ずる組織に所属していたとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(返還条件)

第8条 乙は、本件契約が期間満了、契約の解除、その他の事由により終了した場合においては、乙は本件土地を契約終了時点の現状のまま乙の負担ですみやかに甲に返還するものとし、甲は乙に原形復旧を要求しない事とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第9条 乙は、この土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(収入印紙の負担)

第10条 この契約書に必要な収入印紙に要する費用は「乙」の負担とする。



長野県

(管轄裁判所)
第11条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)
第12条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙誠意をもって解決するものとする。

本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成9年7月18日

甲 阿智村長 山内 康



乙 阿智総合開発株式会社 代表取締役 石田 貞夫



別表

不動産の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 面積 |
|-------|---------|-----|-------|
| 阿智村智里 | 3742-1 | 田 | 596㎡ |
| | 3742-2 | 田 | 1,106 |
| | 3742-6 | 田 | 492 |
| | 3751-31 | 田 | 870 |
| | 3741-4 | 畑 | 1,021 |
| | 3744-4 | 畑 | 578 |
| | 3747-16 | 畑 | 781 |
| | 3745-2 | 畑 | 764 |
| | 3744-9 | 原野 | 154 |
| | 3744-18 | 原野 | 212 |
| | 3751-3 | 雑種地 | 346 |